

新青少年教育施設整備運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

- 新青少年教育施設整備運営事業の入札説明書等に関して、令和2（2020）年1月16日までに寄せられた質問に対する回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字又は表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

令和2（2020）年2月12日

栃木県

目 次

○ 入札説明書に関する質問に対する回答	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○ 要求水準書に関する質問に対する回答	・・・・・・・・・・・・・・・・	9
○ 落札者決定基準に関する質問に対する回答	・・・・・・・・・・・・・・・・	22
○ 様式集に関する質問に対する回答	・・・・・・・・・・・・・・・・	23
○ 基本協定書（案）に関する質問に対する回答	・・・・・・・・・・・・・・・・	25
○ 事業契約書（案）に関する質問に対する回答	・・・・・・・・・・・・・・・・	26

○ 入札説明書に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容	回答	
			頁	見出し符号								
1	入札説明書	事業名称	1	2	(1)	ア					施設の名称はいつ、どのように決定するのでしょうか。	施設開所前に制定する県の条例により決定します。なお、事業者決定後、事前に事業者から意見等を聴取することも含め、具体的な名称決定プロセスを検討していきます。
2	入札説明書	本施設の概要	2	2	(1)	エ					延床面積6000㎡程度とありますが、要求水準の機能等を満たせば、多少の増減（10%程度）はよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。なお、延床面積の上限・下限の設定は想定していません。
3	入札説明書	本施設の概要	2	2	(1)	エ					延床面積6000㎡程度（庇、ピロティの面積は除く）とありますが、提出書類「様式4-4-15面積表」に記載する面積も庇、ピロティの面積を除いた面積でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
4	入札説明書	本施設の概要	2	2	(1)	エ					延床面積6000㎡程度とありますが、屋外活動施設（屋根だけの部分）の面積は6000㎡内と考えてよろしいでしょうか。	野外炊事場等の屋外施設も含めた本施設（自由提案施設を除く。）の延床面積を6,000㎡程度としています。
5	入札説明書	本施設の概要	2	2	(1)	エ					宿泊定員が200名程度とありますが、200名を満たさない場合も可ということでしょうか。その場合、宿泊定員を何名にすることができるのかお示してください。（例えば宿泊定数150名まで可など。）	200名を基本としますが、部屋数等の関係で数名程度増減することは可とします。
6	入札説明書	設計・建設段階	2	2	(1)	キ	(7)	a			各種申請・許認可取得等に関する業務（建築確認申請等）とありますが、申請等に係わる手数料については、別途と考えてよろしいでしょうか。	予定価格に含まれます。

○ 入札説明書に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容	回答
			頁	見出し符号							
7	入札説明書	設計・建設段階	2	2	(1)	キ	(ア)	a b		県が実施する地元説明会等の補助業務とありますが、回数は1回と考えてよろしいでしょうか。	必要に応じて実施するため、回数等は想定していません。
8	入札説明書	その他の収入	4	2	(1)	ク	(ウ)			「事業者が運營業務の実施に伴い、創意工夫により得られる収入（広告収入）」とありますが、ネーミングライツやホームページのバナー広告なども事業者提案は可能でしょうか。	ネーミングライツについては、事業者決定後、事業者とも協議の上で検討する予定です。また、バナー広告については、提案を可とします。
9	入札説明書	その他の収入	4	2	(1)	ク	(ウ)			広告収入を得る場合に、県に許可・届出などが必要になるのでしょうか。また、広告を出す企業の審査基準がありましたら、お示しください。（例えば、県内企業に限るなど。）	前段については、事前に県の承認を得ることが必要となります。 後段については、「栃木県広告掲載要綱」及び「栃木県広告掲載基準」に準じてください（以下のURL参照）。 http://www.pref.tochigi.lg.jp/b03/pref/gyoukaku/tochigigyokaku/1183959297596.html
10	入札説明書	参加資格要項	6	3	(2)	ス				現在、栃木県の競争入札参加者資格が未取得のため、資格申請を行う予定ですが、行政によっては申請時期が決められている場合や、認可まで期間を要する場合もあり、仮に認可申請が間に合わない場合は申請書の写しを提出し、認可後、書類を差し替えとすることは可能か。	不可とします。
11	入札説明書	入札参加者の参加資格要件	6	3	(3)	ア	(ウ)			設計業務に当たる者の参加資格要件について「官公庁が発注」とありますが、PFI事業におけるSPCからの設計契約も含まれる認識でよろしいでしょうか。	構成員又は協力企業として設計を行った場合は、貴見のとおりです。

○ 入札説明書に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容	回答	
			頁	見出し符号								
12	入札説明書	入札参加者の参加資格要件	7	3	(3)	ア	(エ)	b			設計業務の管理技術者の要件の「公共施設の実施設設計業務の実績」について、共同企業体代表者以外の構成員の実績も含まれますか。また、管理技術者など従事した立場は問わないと考えて宜しいでしょうか。	前段については、共同企業体の構成員としての実績も含まれます。後段については、業務を主に担当した場合について実績として認めます。
13	入札説明書	第1回意見交換会	11	4	(3)	ウ					第1回意見交換会において、入札参加希望者が自由提案事業の提案を想定している場合は、事前に事業内容の確認を要するため、「自由提案事業に関する照会書」の提出とありますが、第1回意見交換会にて提出できなかった自由提案事業については、その後も提案できないとのことでしょうか。	事前に様式1-4を提出していない自由提案事業についても、提案は可能です。ただし、関係法令等に照らした結果、提案内容が認められない場合があることに十分留意してください。なお、自由提案事業についての事前の相談は、第1回意見交換会後から第2回意見交換会までの間においても受け付けますので、県生涯学習課に問い合わせください。
14	入札説明書	第1回意見交換会の実施	11	4	(3)	ウ					入札参加希望者が自由提案事業の提案を想定している場合は、事前に事業内容の確認を要するため、「自由提案事業に関する照会書」（様式1-4）を提出することとありますが、現時点で想定していなく、今後検討のうえ入札書類の受付までに自由提案事業を提案したいということになった場合は、第2回意見交換会での提出でもよろしいでしょうか。また、第2回意見交換会後はどのように確認をとればよろしいでしょうか。	No.13の質問回答を参照してください。

○ 入札説明書に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容	回答	
			頁	見出し符号								
15	入札説明書	入札を辞退する場合	14	4	(3)	ケ					参加表明書等の提出以降に検討を進めた結果、応募者（代表企業含む構成員又は協力企業）のいずれかが業務の履行が困難と判断した場合に、応募者を変更（応募者のいずれかをグループから脱退させて①残存する応募者でグループを構成する場合②構成員を新たに追加する場合）しても参加を表明したグループとして入札参加資格要件を満たすことができれば、変更は可能と考えてよろしいでしょうか。	不可とします。入札説明書8頁の3-(6)に定める場合に限り変更を認めません。
16	入札説明書	予定価格	15	4	(4)						予定価格について、整備費、維持管理・運営費、その他費用の内訳をお示しください。	提案の自由度を損ねるおそれがあるため、予定価格の内訳を示す予定はありません。
17	入札説明書	予定価格	15	4	(4)						予定価格の中の、設計料の算出根拠は告示98号に基づくものと考えてもよろしいでしょうか。	予定価格の算定根拠を示す予定はありません。
18	入札説明書	SPCの設立等	18	6	(2)						SPCの所在地に本事業用地を指定することは可能でしょうか。実施方針に関する質問への回答No. 20では同様の質問に対して「施設開所前の段階では不可とします。」との回答がされていますが、施設開所後（運営・維持管理期間中）は本事業用地をSPCの所在地に設定可能との理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。

○ 入札説明書に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容	回答	
			頁	見出し符号								
19	入札説明書	SPCの設立等	18	6	(2)						SPCを栃木県内に設立することとありますが、SPCの住所を工事期間中は、県内の構成員等の事務所とし、竣工後は、本施設に移すことは可能でしょうか。	No.18の質問回答を参照してください。
20	入札説明書別添資料1	設計・建設の対価（サービス購入料A）の支払方法	3	2	(1)						設計・建設の対価は、全額元利均等による割賦支払い（本施設引渡時の一括金払いや引渡前の中間金払いなど無し）と理解して宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
21	入札説明書別添資料1	設計・建設の対価（サービス購入料A）の支払方法	3	2	(1)						割賦払いにて端数が生じた場合の調整は初回と最終回のどちらで行えば宜しいでしょうか。	最終回で調整します。
22	入札説明書別添資料1	設計・建設の対価（サービス購入料A）の支払方法	3	2	(1)						割賦料の基準金利にはゼロフロア条項が適用されるとの理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
23	入札説明書別添資料1	設計・建設の対価（サービス購入料A）の支払方法	3	2	(1)						割賦料に係る消費税の支払は分割にて各回の支払に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。若しくは初回支払時に一括での支払を想定されていますか。	割賦元本の支払金額に応じて各回に支払います。

○ 入札説明書に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容	回答
			頁	見出し符号							
24	入札説明書別添資料1	設計・建設の対価（サービス購入料A）の支払い方法	3	2	(1)					基準金利を本施設の引渡日の2営業日前のTOKYO SWAP REFERENCE RATE6か月LIBORベース15年物金利スワップレートとあるが、2021年末以降にLIBORが廃止される可能性があるとされている中で、もしLIBORが廃止された場合基準金利の設定をどのようにするのでしょうか。	事業者と協議の上で決定します。
25	入札説明書別添資料1	運営・維持管理の対価（サービス購入料C）の支払方法	3	2	(3)					サービス購入料C-1、C-2、C-3及びC-4に関して、四半期毎の支払額の算出の為、4で除した際に生じた端数については四半期のいずれかにおいて当該端数の調整を行っても宜しいでしょうか。	第4四半期で調整します。
26	入札説明書別添資料1	運営・維持管理の対価（サービス購入料C）の支払方法	3	2	(3)	ア	ウ	エ		サービス購入料C-1、C-3及びC-4に関して、貴県からの支払は全て同額との記載がございますが、SPCから各委託事業者に対する支払は各回同額でなくても宜しいでしょうか。	事業者に委ねます。
27	入札説明書別添資料1	運営・維持管理の対価（サービス購入料C）の支払方法	3	2	(3)	イ				サービス購入料C-2に関する貴県からの支払は、5年ごとに区分の上、それぞれの区分における各回の支払額は同額との記載がございますが、SPCから各委託事業者に対する支払は各回同額でなくても宜しいでしょうか。	事業者に委ねます。

○ 入札説明書に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容	回答	
			頁	見出し符号								
28	入札説明書別添資料2	設計・建設・工事監理の各業務に対するサービス購入料の減額	3	4	(1)						モニタリングによって施設整備に係る対価が減額されるというのはPFI事業においては一般的でないと考えます。事業契約書(案)86条又は87条による解除のみとして頂けないでしょうか。また、減額される場合には、事象例と減額割合等をお示しください。	前段については、原案のとおりとします。 後段については、個別の事象ごとに事業者と協議の上、減額割合等を判断するものとします。
29	入札説明書別添資料2	罰則点の付与となる事象例	3	4	(2)	①	イ				運営維持管理業務において「災害時の未稼働」が重大な事象例として示されておりますが、地震・大雨等の自然災害で稼働できない場合も含まれるのでしょうか。また、ここで示されている「災害時」の具体的な内容をご教示ください。	「災害時の未稼働」とは、火災発生時など災害があった際に事業者の責めに帰すべき事由により防災設備が適切に機能しなかった場合を想定していません。なお、入札説明書別添資料2を修正します。
30	入札説明書別添資料2	罰則点の付与	3	4	(2)	①	イ				罰則点の付与となる事象例で「災害時の未稼働」とありますが、事業者に過失がない場合は、対象外として頂けませんか。	No.29の質問回答を参照してください。
31	入札説明書別添資料2	罰則点の付与	3	4	(2)	①	イ				「災害時の未稼働」が罰則点の付与の対象となっています。実施方針の別紙2リスク分担では、不可抗力は県側のリスクとなっていますので、罰則点の付与の対象からは外して頂けないでしょうか。	No.29の質問回答を参照してください。

○ 入札説明書に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容	回答
			頁	見出し符号							
32	入札説明書別添資料2	罰則点の付与	3	4	(2)	①	イ			イ「罰則点の付与となる事象例」で「災害時の未稼働」が重大な事象例となっています。要求水準書の55ページ「災害への対応」では、大規模災害時の被災者の受入れは、県との協議事項となっていることから、「災害時の稼働」が、要求されていると捉えられません。また、施設が災害時対応施設と要求されていないため、運營業務だけで、災害時に稼働することは、難しいと思われます。つきましては、罰則点の付与の対象から外して頂けませんか。	No.29の質問回答を参照してください。
33	入札説明書別添資料2	運営・維持管理業務及び経営管理に係る減額対象となるサービス購入料	4	4	(2)	②				減額の対象となるサービス購入料は、サービス購入料C（光熱水費C-3を除く）となっておりますが、サービス購入料C-4は、SPCを維持するための費用が含まれており、安定的な事業運用のためにもC-4も除いたサービス購入料C-1とC-2に限定して頂けないでしょうか？	原案のとおりとします。
34	入札説明書別添資料2	契約解除	6	6	(3)					事業者が契約解除をされた場合、新事業者が自由提案事業を引き継がなければならないのでしょうか。	引き継ぐ義務はありません。

○ 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容	回答	
			頁	見出し符号								
1	要求水準書	建設業務	3	第1	5	(1)	②				” 県が実施する地元説明会等の補助業務” の開催回数は、着工前、中間の2回と見て宜しいでしょうか？	必要に応じて実施するため、回数等は想定していません。
2	要求水準書	開業準備期間	4	第1	6	(2)					事業期間の内、開業準備期間が「令和6(2024)年1月4日から令和6(2024)年3月31日まで」となっていますが、一方で、設計・建設期間が「令和5(2023)年12月28日まで」に引き渡すことになっております。要求水準書P49において開業準備期間中の本施設の維持管理業務については、「本施設の引渡しから供用開始まで」とあり、引き渡し後、開業準備期間となる認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。なお、要求水準書を修正します。
3	要求水準書	具体的手順	9	第1	11	(2)					「建物劣化調査及び修繕の内容は、(中略) 備品の状態についても検査を行い、」とありますが、備品は、備品台帳に記載されているもの(10万円以上)のみとし、それ以外は、消耗品として必要に応じて補充するなどの取扱いを行えばよいのでしょうか。	貴見のとおりです。
4	要求水準書	具体的手順	9	第1	11	(2)					「建物の劣化調査報告書の内容には、(中略) 総合調整測定表、」とありますが、総合調整測定はビル管法に適用する施設として、該当する項目の測定・調査を行えばよいのでしょうか。	本施設の設備全体を対象とします。
5	要求水準書	埋蔵文化財	10	第2	1	(3)					造成の範囲にかかわるものについては、県において造成工事着工までに調査を実施するとありますが、費用負担も含め県での実施と考えてよろしいでしょうか。	埋蔵文化財調査は県が費用を負担して実施します。なお、事業者が実施する県が指定する範囲の樹木伐採に要する費用は事業者の負担とします。

○ 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容	回答
			頁	見出し符号							
6	要求水準書	埋蔵文化財	10	第2	1	(3)				「現時点で確認されている埋蔵文化財のうち、造成の範囲にかかるものについて、県において造成工事着工までに調査を実施するが、事業者は、調査開始までに県が指定する範囲の樹木伐採を行う。」と記載があります。 2019年7月29日に公表された要求水準書（案）に関する質問回答No. 81では、「造成の範囲にかかるものについては、・・・なります。なお、調査に先立ち、調査に必要な範囲の樹木伐採工事を県で行います。」とされていましたが、こちらは事業者での実施に修正されたとの理解で宜しいでしょうか。 また「資料21 埋蔵文化財調査樹木伐採範囲図」において調査に必要な伐採範囲が示されています。指定の伐採範囲の一部を造成する計画とした場合は、貴県と協議の上、伐採範囲を調整することになるのでしょうか。	前段、後段とも、貴見のとおりです。
7	要求水準書	進入路	10	第2	1	(5)				右折車線の設置に伴い市道を拡幅する場合は、工事費は道路管理者と事業者のどちらの負担になるのでしょうか。	右折レーン設置が必要となった場合に別途協議とします。
8	要求水準書	電気	11	第2	1	(6)	①			市道沿いの電柱から受電施設までは埋設による配電とありますが、埋設場所は建設可能エリア外も含まれることから、埋設可能場所は、共用エントランス及び進入路ということでしょうか。	貴見のとおりです。
9	要求水準書	上水道	11	第2	1	(6)	③			上水道の新規引き込みについては、事業者側に負担金等は発生しないとの認識でよろしいでしょうか。	工事費用等は事業者の負担とします。

○ 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容	回答
			頁	見出し符号							
10	要求水準書	⑤雨水	11	第2	1	(6)	⑤			水路利用に係る負担金は事業者の負担とありますが、入札する各グループで同一の価格となるため、想定される負担金額を教えてください。	事業者決定後、大岩藤土地改良区との協議により負担金額が決定されますので、現時点で想定金額を示すことはできません。参考までに、みかも山公園では年額約30万円（※大岩藤土地改良区が管理する用排水路へ放流しているのは公園内の雨水等の一部）、とちぎ花センターでは年額約30万円（※農業振興施設のため一部免除あり）の負担金を支払っています。
11	要求水準書	④下水道（汚水・雑排水）	11	第2	1	(6)	④			「大岩藤土地改良区が管理する用排水路へ放流されることになるが、水路利用に係る負担金は事業者の負担とする。」と記載があります。参考までに既存排水設備を通して排水されているみかも山公園及びとちぎ花センターの下水の排水量と水路利用に係っている負担金をお示しいただけないでしょうか。	下水の排水量については、示す予定はありません。また、負担金については、No.10の質問回答を参照してください。
12	要求水準書	⑤雨水	11	第2	1	(6)	⑤			水路利用に係る負担金は事業者の負担とありますが、負担金が上昇した場合の上昇相当額分は、県で負担していただけるのでしょうか。	事業者の負担とします。
13	要求水準書	雨水	11	第2	1	(6)	⑤			雨水は、みかも山公園及びとちぎ花センターの既存の雨水排水設備に接続して放流するとありますが、接続位置及び既存の排水能力についてご教示ください。	既存の雨水排水設備に至る経路や接続方法については、事業者の提案とします。また、排水能力については、要求水準書参考資料4を参照してください。
14	要求水準書	雨水	11	第2	1	(6)	⑤			敷地内の雨水は調整池による流出抑制を前提とし、浸透処理の対応は不要と考えてよろしいでしょうか。	基本的に貴見のとおりですが、流出抑制に当たり、浸透処理併用を否定するものではありません。

○ 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容	回答
			頁	見出し符号							
15	要求水準書	延床面積	12	第2	2	(1)				延床面積6000㎡程度とありますが、6000㎡を満たさない提案も可と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。なお、延床面積の上限・下限の設定は想定していません。
16	要求水準書	④防犯・安全性	14	第2	3	(1)	④	ア		「架橋からの動線を塞ぐことは不可」としてありますが、進入路の手前で看板やバリケードで侵入を抑制する程度の対応を行えばよいのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
17	要求水準書	ユニバーサルデザイン・バリアフリー	15	第2	3	(1)	⑤	イ		ユニバーサルデザイン・バリアフリーについて、各施設との連携が容易な動線計画とするとありますが、各施設とは今回計画する敷地内の施設のことを指しているのでしょうか。	貴見のとおりです。
18	要求水準書	ウ音環境	15	第2	3	(1)	⑤	ウ		来園者への配慮のための防音とありますが、小学校の音楽室程度の配慮と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
19	要求水準書	ウ音環境	15	第2	3	(1)	⑤	ウ		音楽活動に適した室内音環境とありますが、施設用途上、小学校の音楽室程度と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
20	要求水準書	ウ音環境	15	第2	3	(1)	⑤	ウ		「周辺環境及び他の利用者に与える騒音の抑制に努める」とありますが、屋外でのイベントや催事など行う場合は、事前に関係者に通知を行えば、実施することは可能でしょうか。	屋外でのイベント等を実施する場合は、適宜関係者への周知、事前調整等を行ってください。
21	要求水準書	宿泊機能－宿泊室	17	第2	3	(2)	③	ア	(ア)	個人からの利用者を想定した場合、TV・冷蔵庫等の備品が必要になると考えておりますが、本施設への設置の可否及び学校利用時に客室内に保管するスペース(施錠)の設置は可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。

○ 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	見出し符号								
22	要求水準書	ア 宿泊機能	17	第2	3	(2)	③	ア	(ア)	a	「布団等を収納できるスペースを設ける。」とありますが、和室は押入に収納し、洋室はベッドの上に畳んで置くという提案は可能でしょうか。	可としますが、季節により寝具が異なることを踏まえて提案してください。
23	要求水準書	ア 宿泊機能	17	第2	3	(2)	③	ア	(ア)	b	「宿泊室は、室内での作業が可能な広さを確保すること」ありますが、作業とは、デスクワークを想定しているのでしょうか。	学校利用等におけるグループ活動の準備、反省等を想定しています。
24	要求水準書	ア 宿泊機能	18	第2	3	(2)	③	ア	(ア)	c	和室は、作業のスペースは不要との認識でよいでしょうか。	貴見のとおりです。
25	要求水準書	(ア) 研修室	20	第2	3	(2)	③	ウ	(ア)	a b	大中研修室のスライディングウォールを設ける場合は、小学校程度の仕様と考えてよろしいでしょうか。	スライディングウォールの天井裏に隔壁等を設けるなど遮音に配慮し、遮音性能50dB（500Hz帯）程度以上としてください。なお、要求水準書添付資料13-1を修正します。
26	要求水準書	b 中研修室	20	第2	3	(2)	③	ウ	(ア)	b	粘土細工用のプラスターラップ付きの流しを設置するとありますが、粘土細工のプログラムの提供の有無を含めて事業者側の提案とさせていただきませんかでしょうか。	原案のとおりとします。
27	要求水準書	(イ) 音楽室	20	第2	3	(2)	③	ウ	(イ)		来園者に配慮し、防音設備を設けるとありますが、小学校の音楽室程度の配慮と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
28	要求水準書	(エ) 宿直室	21	第2	3	(2)	③	オ	(エ)		宿直室は和室・洋室の選択は事業者の提案とさせて頂けないでしょうか。和室は畳替えの費用が発生するため、維持費が洋室より高くなる傾向があります。	事業者の提案に委ねます。なお、要求水準書を修正します。

○ 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容	回答	
			頁	見出し符号								
29	要求水準書	構造計画：耐震安全性	22	第2	3	(3)					構造体Ⅱ類とありますが、野外施設（野外炊事場、野外倉庫、野外トイレ等）は、機能の特性上、対象外と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
30	要求水準書	①駐車場等計画	25	第2	3	(5)	①				職員駐車場は、敷地外でも可能でしょうか。	必要台数分を敷地内に確保してください。
31	要求水準書	進入路の整備計画	26	第2	3	(7)					新設の進入路について設置は本事業で行い、出入口（共用エントランス）は敷地の管理区分を行った上で、とちぎ花センターと共用する（新青少年教育施設基本計画（要約版）2頁2-(2)）との記載がありますが、維持管理における負担割合のお考えを明示願いたい。	境界杭等により管理区分を行った上で、当該管理区分に従い各々が負担すべき費用を負担します。
32	要求水準書	進入路の整備計画	26	第2	3	(7)					「地中に収納できる上下式の車両侵入防止柵（チェーン等可）を設置する」とありますが、大型バスの重量で変形等する可能性や侵入防止柵に気づかずに車両が接触した場合に、地中に収納できなくなり、運営に支障を来す可能性も考えられることから、取り外し式の侵入防止柵に変更することも可としていただけませんか。	可とします。
33	要求水準書	①倉庫ア共通	29	第2	4	(2)	①	ア			構造は事業者提案によるとあります。P22にある耐震安全性の分類は適用外と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

○ 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容	回答
			頁	見出し符号							
34	要求水準書	倉庫	29	第2	4	(2)	①	ア		2019年5月公表時の要求水準書では記載されていた「ほ場内に設置されているビニールハウス、オイルタンク及び配管の撤去は、事前にとちぎ花センターが行う」旨の記載が削除されていますが、削除された理由をご教示いただけないでしょうか。	ほ場内のビニールハウス、オイルタンク及びオイルタンクの配管は撤去済のため、記載を削除しています。なお、関連して要求水準書を修正します。
35	要求水準書	②詰所ア共通	30	第2	4	(2)	②	ア		構造は事業者提案によるとあります。P22にある耐震安全性の分類は適用外と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
36	要求水準書	②建設業務	33	第2	5	(1)	②			「進入路整備に伴うとちぎ花センターの用土施設の改築工事用務及び既存備品等の移設」が業務に入っておりますが、備品の移設に伴う事務備品類の梱包・移動・開封・段ボールの手配などの引越し業務は、県側の業務との認識でよいでしょうか。	梱包・開封作業はとちぎ花センターで行いますが、段ボールの手配や移動については事業者の業務となります。
37	要求水準書	開業準備	33	第2	5	(1)	④			開業準備業務が設計・建設に関する業務に含まれておりますが、開業準備は引渡し後の業務となります。設計・建設に関する業務とは別にして頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。なお、開業準備業務は設計・建設段階の業務と位置付けていますが、事業契約書(案)において「設計・建設業務」と「開業準備業務」とは別個のものとしています。
38	要求水準書	イ(イ)工事費内訳書明細	36	第2	5	(2)	②	イ	(イ)	RIBC、エスティマ等は使用しないものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
39	要求水準書	県が実施する地元説明会等の補助業務	41	第2	5	(2)	⑤			説明会等の補助とありますが、資料作成程度と考えてよろしいでしょうか。	事業者の説明会等への出席や説明を求める場合もあります。

○ 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容	回答
			頁	見出し符号							
40	要求水準書	工事施工における留意点	45	第2	5	(3)	②	イ	(イ)	” 工事により周辺に水枯れ等の被害が発生しないよう留意するとともに、万一発生した場合には、事業者において対応する” とあります。水源情報収集は実施されておりましたら、ご提供願います。	周辺の井戸使用状況は把握していません。なお、みかも山公園やとちぎ花センターでは井戸水を使用していません。
41	要求水準書	③備品等調達及び設置業務	47	第2	5	(3)	③	イ		什器備品をリースで調達した場合、3年～5年でリース期間が終了するため、運営・維持管理期間中で支払い、変動に対応ができる修繕・更新業務費（C-2）として計上させていただきませんかでしょうか。	原案のとおりとします。
42	要求水準書	本施設の建設関係	47	第2	5	(3)	③	イ		事業者が保有する備品について、原則SPCにリスクを残すことが出来ない為、各業務受託者（構成員および協力企業）での保有（購入若しくはリース）でも宜しいでしょうか。	可とします。なお、購入の場合の什器備品の所有者は県となります。
43	要求水準書	工事監理業務	48	第2	5	(4)				工事監理業務は常駐監理とし、とありますが、常駐監理者は1名と考えてよろしいですか。	事業者の提案に委ねます。
44	要求水準書	②各業務担当者	51	第3	1	(5)	②			運營業務に必要な社会教育主事、社会教育士、教員免状を有する者の配置は、本施設に常駐していなくとも、運営を担当する企業に所属し、業務を管理・指導できる役割で配置すればよいのでしょうか。	体験活動プログラムや主催事業の企画立案に関わるとともに、利用者受入業務や主催事業実施業務に携わる職員として施設に配置してください。
45	要求水準書	保険	53	第3	1	(11)				火災保険は、事業契約書別紙3に含まれておりませんが、事業者側で付保することが前提とのお考えでしょうか。	火災保険は県で加入します。なお、要求水準書を修正します。

○ 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容	回答	
			頁	見出し符号								
46	要求水準書	⑨利用者への配慮	56	第3	2	(1)	⑨				最寄り駅間等の送迎に配慮するとありますが、事業者側でマイクロバスを調達し、送迎を行うサービスを想定しているのでしょうか。	貴見のとおりです。
47	要求水準書	①対象者	56	第3	2	(2)	①				体験活動等を目的とした学校、団体に配慮するとありますが、参考までに、太平、芳賀、なす高原などの実績で学校利用、学校外利用の別が分かるカレンダーなどお示し頂けませんでしょうか。	平成30（2018）年度分の既存施設の利用状況の内訳を要求水準書添付資料20に追加します。
48	要求水準書	⑤用具等の貸出	57	第3	2	(2)	⑤				「本施設の備品・用具等の貸出を行う。」とありますが、利用料金を設定しても宜しいでしょうか。	利用者受入業務に係る備品等の貸出については、利用料金の設定を想定していません。
49	要求水準書	食事提供業務	59	第3	2	(5)					学校利用を含めて、食事の提供方法は提案内容としてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
50	要求水準書	②自由提案事業の取り扱い	60	第3	2	(7)	②				「事業者が本施設を使用し独立採算で事業を実施する場合は、当該施設の利用料金を支払う。」とありますが、利用促進や施設の付加価値向上のため、利用者に無償で提供する事業や低価格で提供し、利用料金を支払うとマイナスになってしまう事業については、利用料金は支払わなくてもよいのでしょうか。	自由提案事業であるため、事業者自らが諸室等を使用して事業を実施する場合も、一利用者として諸室等の利用料金を施設側に支払ってください。なお、要求水準書を修正します。
51	要求水準書	②自由提案事業の取り扱い	60	第3	2	(7)	②				「事業者が本施設を使用し独立採算で事業を実施する場合は、当該施設の利用料金を支払う。」とありますが、支払先は県でよいでしょうか。	No.50の質問回答を参照してください。

○ 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容	回答	
			頁	見出し符号								
52	要求水準書	②自由提案事業の取り扱い	60	第3	2	(7)	②				「事業者が本施設を使用し独立採算で事業を実施する場合は、当該施設の利用料金を支払う。」とありますが、利用料金は、毎年売上の11%以上で事業者が提案した割合となっていることから、様式には記載せず、毎年納付すればよいのでしょうか。	自主事業では要求水準書52頁の第3-1-(7)-②に記載する利用料金を支払うものであり、付帯事業を実施する場合に支払う使用料とは異なります。なお、No.50の質問回答も参照してください。
53	要求水準書	使用料	61	第3	2	(7)	④				自由提案施設を整備し付帯事業を実施する場合は、資料18で定められた使用料を県に支払うのでしょうか。	要求水準書添付資料18の3にあるとおり、売上高の11.0%以上の割合の使用料を設定し、県に支払うこととなります。
54	要求水準書	要求水準	65	第3	3	(3)	②	ウ	(イ)		(イ) 動力設備・受変電設備・自家発電設備とありますが、自家発電設備は、事業者の提案との認識でよいのでしょうか。	貴見のとおりです。
55	要求水準書	消耗品の保守管理	67	第3	3	(3)	③	ウ	(イ)		消耗品にはどのようなものが該当されますでしょうか。	施設運営に必要な事務用品、衛生用品などを想定しています。
56	要求水準書	業務の対象	67	第3	3	(3)	④	ア			外構施設等保守管理業務の中で、植物管理の対象は造成範囲内で見えております。宜しいのでしょうか？	敷地内全体を対象とします。

○ 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容	回答	
			頁	見出し符号								
57	要求水準書 添付資料 4、11	植物群落	7	4	1	2					「斜面上部ではアカマツの立ち枯れが目立ち」と記載がありますが、病虫害等の被害によるのでしょうか。その場合、事業範囲内にも伝播した場合の利用者の安全確保のためのリスクは事業者では負いきれないことも考えられます。貴県として、残地森林の管理仕様をどの程度まで想定されているかお示しただけでないでしょうか。 資料11 山道付替え位置イメージ図の示す範囲内も立ち枯れエリアが含まれると思われませんが、枯損木の処理も事業者の業務範囲に含まれるのでしょうか。	前段については、立ち枯れの原因は松くい虫によるものと思われます。敷地内の残置森林の管理に当たっては、倒木等により利用者に危険が及ばないように、要求水準書に記載した業務内容を適切に実施してください。 後段については、伐採等も含め山道付替に必要な費用は事業者の負担とします。
58	要求水準書 添付資料8	進入路の車両出入口イメージ図									進入路の整備により分断されるとちぎ花センターの敷地は、本施設の敷地として利用することも可とする。とありますが、利用しない部分の敷地の維持管理は、県側の業務との認識でよいでしょうか。	当該敷地を一部でも利用する場合は、事業者の負担により当該敷地全体を一体として管理することを想定しています。
59	要求水準書 添付資料8	進入路の車両出入口イメージ図									分断されるとちぎ花センターの敷地北側部分（赤エリア）を利用可と記載がありますが、利用する場合は、本計画の敷地（申請上の敷地）に含むと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
60	要求水準書 添付資料8	進入路の車両出入口イメージ図									分断されるとちぎ花センターの敷地北側部分（赤エリア）を利用可と記載がありますが、造成等も可能と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

○ 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容	回答
			頁	見出し符号							
61	要求水準書 添付資料 13-1	共通事項								建具は引戸を基本とするとありますが、適宜事業者判断にて開き戸とすることは可能と理解して宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねますが、高齢者や障害者を始めとした施設利用者の利便性等を考慮してください。
62	要求水準書 添付資料14	什器備品リスト								建築工事での造り付けで同等の施設を用意する場合は、購入設置をしなくてもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
63	要求水準書 添付資料14	什器備品リスト								各備品の数量については、提案の内容で必要数の用意でよろしいでしょうか。（例；事務室のデスク・オフィスチェア：従業員の数で増減してもよろしいでしょうか。）	貴見のとおりです。
64	要求水準書 添付資料14	什器備品-洋室								シングルベッドが「引き出し付き」となっておりますが、このタイプは移動が難しいので、清掃等考慮すると簡易に移動できる「キャスター付きのホテルベッド」に変更することは可能でしょうか。	可としますが、利用者が容易に動かせないよう安全性に十分配慮してください。なお、引出し付きベッドでない場合は、利用者の荷物等を収納できる家具等が別途必要となります。
65	要求水準書 添付資料14	什器備品-洋室								和室・洋室等の寝具については、リースでの調達は可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。
66	要求水準書 添付資料16	利用料金の考え方	1	1	(2)					端数の場合の切捨ては、税抜価格と税込価格のどちらに適用されるのでしょうか。税抜価格の場合、10円未満の切捨て後の価格に税率がかかるという認識で間違いはないでしょうか。	税込価格に10円未満の端数がある場合は切捨てとします。

○ 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容	回答
			頁	見出し符号							
67	要求水準書 添付資料18	自由提案施設 (事業)等に係 る使用料の取扱 いについて	1							自由提案施設を実施する場合、県に使用料を支払う場合は、県に支払う費用や原価、利用者から徴収する料金は様式のどこに記載するれば良いのかご教示ください。	様式4-3-16に記載してください。

○ 落札者決定基準に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
			頁	見出し符号								
1	落札者決定基準	性能審査における評価項目及び評価基準	3	5	(2)	②	1	(4)	②		(4) 県内企業等の活用②地元企業の活用とあるが、地元の金融機関から借り入れを行った場合は加点項目となるのでしょうか。	地元企業には地元金融機関も含まれます。

○ 様式集に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容	回答	
			頁	見出し符号								
1	様式集	企業名の記載	1	第1	1	(1)					「構成員及び協力企業の企業名及び企業名を類推できる表示を記載しないこと。」とありますが、関心表明書等を取付した企業名等の記載は許されるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
2	様式集	入札参加表明時の提出書類	2	第2	2						維持管理業務や経営管理業務を担当する企業は、様式2-1に記載し、様式2-4の記載はなくて良いという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
3	様式集	入札参加表明時の提出書類	2	第2	2						入札参加表明に係る様式（様式2-2-1及び様式2-3等）に記入する構成員又は協力企業の名義は入札説明書6ページ3. (2) ス (ア) ～ (イ) で届け出ている名義で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。入札、契約等の権限を有する者としてください。
4	様式集	入札参加表明時の提出書類	2	第2	2						添付書類2-2(決算報告書) につきまして、連結決算の対象がある場合は、連結決算の決算報告書も併せて提出をするとの理解で宜しいでしょうか。また、決算報告書として受理されるのは以下の2点で宜しいでしょうか。 ・貸借対照表 ・損益計算書	前段については、連結決算分は不要です。後段については、貴見のとおりです。なお、様式集を修正します。
5	様式集	入札参加表明時の提出書類	2	第2	2						添付書類2-2(決算報告書) につきまして、直近1ヶ年分のみを提出するとの理解で宜しいでしょうか。	直近3年分を提出してください。なお、様式集を修正します。
6	様式集	添付書類2-3商業登記簿謄本	2	第2	2						商業登記簿謄本は写しでもよろしいでしょうか。	原本を提出してください。

○ 様式集に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容	回答	
			頁	見出し符号								
7	様式集	入札参加表明時の提出書類	2	第2	2						添付書類2-4（国税及び地方税を滞納していないことの証明書）は、納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）を提出する理解で宜しいでしょうか。	地方税も含め、該当する税目全てについて提出してください。
8	様式集	事業計画に関する提案書	3	第2	4	(3)					様式4-3-14において、経営管理業務（要求水準73～75頁）の費用はどこに計上されるのでしょうか。運營業務の中に計上されればよろしいのか別の項目で計上すればよろしいかご教示ください。	様式4-3-14の(1)損益計算書については、運営・維持管理業務費とは別に項目を立てて記載してください。
9	様式集	添付書類4-1 金融機関等からの関心表明書	3	第2	4	(3)					「関係書類を本様式に添付し、添付書類の内訳を本様式に記載してください。」とありますが、関心表明書の添付のみでも宜しいでしょうか。	不可とします。
10	様式集	入札時の提出書類	3, 4	第2	4	(3) (5)					様式4-3-1から様式4-3-16、添付書類4-1および様式4-5-1から様式4-5-10は、1冊のA4ファイルに綴って提出しても宜しいでしょうか。	不可とします。
11	様式集	入札時の提出書類	4, 5	第2	4	(4) (6)					様式4-4-1から様式4-4-17と図面1から図面13は、1冊のA3ファイルに綴って提出しても宜しいでしょうか。	不可とします。
12	様式集	電子データ	6	第2	4	(7)					電子データの提出は「CD-ROM」と記載されていますが、「DVD-ROM」での提出も可能でしょうか。	可とします。

○ 基本協定書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問内容	回答
			頁	見出し符号						
1	基本協定書 (案)	違約金	3-5	第6条、 第7条					第6条4項、7項、8項、第7条の複数の事由に該当する場合でも、違約金上限は、各々の規定値若しくは何れかの最大値（落札価格の20%）との認識で良いか。	基本協定書（案）第6条第7項、同条第8項又は第7条の規定に基づく違約金は、それぞれ個別に適用されます。
2	基本協定書 (案)	(有効期間)	6	第13条					「本協定の有効期間は本協定書の締結日から事業契約の契約期間の終了時までとする。」とございますが、事業契約の締結日までとして頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。
3	基本協定書 (案)	第13条 (有効期間)	6	第13条					「有効期限が事業契約の契約期間の終了時までとする」となっていますが、事業契約書(案)第86条(5)「基本協定書の規定に反したとき」との条文があります。万が一、事業契約期間に基本協定書の規定を違反し、契約解除となった場合は、基本協定書と事業契約書の2重の違約金は生じないという理解でよろしいでしょうか。	同一事由により事業契約書と基本協定書の双方で違約金が発生した場合は、事業契約書におけるSPCと基本協定書における本件民間事業者とは連帯して当該債務を負担することとなり、いずれかにより全額が支払われた場合、当該債務は消滅することとします。

○ 事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問内容	回答
			頁	見出し符号						
1	事業契約書 (案)	(契約の保証)	5	第11条	2				保証の金額として示されている「サービス購入料A-1の合計額の100分の10」には、消費税及び地方消費税の額は含まれているでしょうか。	含まれます。
2	事業契約書 (案)	本施設及び用土 施設の瑕疵担保	18	第42条	3				第42条3項の建設企業等の範囲（定義）をお示し下さい。	事業契約書（案）第25条第3項を参照してください。
3	事業契約書 (案)	(指定の取り消 し等)	20	第49条	1	(3)			「本契約の事項に関して重大な違反をしたと認めるとき」とございますが、指定の取り消しの対象となる違反につきまして具体的にご教示ください。善管注意義務等の観点から、事業者の帰責が明らかである違反が発生した際に指定管理者の取り消し処分が下るとの理解で宜しいでしょうか。	違反内容の重大性については個別の事象ごとに判断します。
4	事業契約書 (案)	第76条 (本施設の修 繕・更新)	27	第76条	1				善管注意義務（警備業務等含む）をはたしていたにも関わらず利用者等による破損があり、利用者が特定できなかった場合は、1項のただし書きに記載頂いている県の負担として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
5	事業契約書 (案)	本施設の滅失・ 毀損	28	第78条					利用者その他第三者の範囲についてご教示願います。また、利用者その他第三者によって生じた損害は県負担としていただき、事業者の負担となるものは、事業者の善管注意義務若しくは管理義務の違反による場合に限定していただけないでしょうか。	前段については、本施設の利用者のほか、公園来園者など利用者以外の者が含まれます。後段については、原案のとおりとします。

○ 事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問内容	回答
			頁	見出し符号						
6	事業契約書 (案)	施設の修繕	30	第85条	1				「本施設が本契約等に適合しないと認めるときは、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その修補を事業者に対して請求することができる。」と記載がありますが、性能、機能的には問題がない状態で、経年による汚れや色あせ、磨耗等は許容するとの認識で良いか。	貴見のとおりです。
7	事業契約書 (案)	(事業者の債務不履行による事業契約の解除)	30	第86条	1	(5)			事業契約の解除事由の一つである(5)基本協定書の規定違反とは、基本協定書第7条を事業者が違反した際に事業契約が解除されるとの理解で宜しいでしょうか。	基本協定書（案）第7条に限定するものではありません。
8	事業契約書 (案)	本施設及び用土施設の引渡し前の解除	34	第95条	1				当該頁に記載の「検査に合格した出来高に相当する金額」につきまして具体的にご教示下さい。 別添資料1「サービス購入料の支払方法及び改定方法」に記載のサービス購入料Aの内容（SPC設立費用や建中金利、融資関連手数料等を含む）と同様のものであるとの理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。

○ 事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問内容	回答
			頁	見出し符号						
9	事業契約書 （案）	本施設及び用土 施設の引渡し前 の解除	34	第95条	1				金融機関が建設期間中にSPCに対して融資を行う際において、事業契約が解除された場合、SPCが貴県に対して有する出来高部分の売買債権が唯一の返済原資となります。そのため、事業者帰責にかかわらず、貴県に出来高部分を買って受けて頂けるようご修正願います。原文の通りですと、プロジェクトファイナンスでの資金調達が困難となり、資金調達コストが増加する懸念がございます。	原案のとおりとします。
10	事業契約書 （案）	（損害賠償・違 約金等）	35	第97条	1	(1)			違約金として示されている「別紙1に定めるサービス購入料A-1の合計額の100分の10」には、消費税及び地方消費税の額は含まれているでしょうか。	含まれます。
11	事業契約書 （案）	（損害賠償・違 約金等）	35	第97条	1	(2)			違約金として示されている「当該解除が生じた事業年度の別紙1に定めるサービス購入料Cの合計額の100分の10」には、消費税及び地方消費税の額は含まれているでしょうか。	含まれます。
12	事業契約書 （案）	（不可抗力によ る増加費用及び 損害の取扱い）	37	第101条	(1)				事業契約締結から本施設引渡までの期間中に生じた不可抗力による増加費用及び損害額の内、事業者が負担する金額の限度額であるサービス対価A-1の合計の100分の1には、消費税及び地方消費税の額は含まれているでしょうか。	含まれます。

○ 事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問内容	回答
			頁	見出し符号						
13	事業契約書 (案)	(不可抗力による増加費用及び損害の取扱い)	37	第101条	(2)				運営・維持管理期間中に生じた不可抗力による増加費用及び損害額の内、事業者が負担する金額の限度である不可抗力発生前年度のサービス対価Cの合計の100分の1には、消費税及び地方消費税の額は含まれているでしょうか。	含まれます。
14	事業契約書 (案)	第101条 (不可抗力による増加費用及び損害の取扱い)	37	第101条	(2)				「引渡し後に不可抗力が生じた場合は、事業年度の前年度のサービス購入料Cの合計の100分の1に至るまでは事業者が負担」とありますが、サービス購入料Cは、光熱水費やその他費用（銀行のエージェントフィー等）が含まれており、その部分の費用を減額することが困難です。サービス購入料Cではなく、サービス購入料C-1に限定していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。